

令和8年(1月～7月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上之死傷災害)により作成

※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

※ 新型コロナウイルス感染症のり患者数を除く

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

【表1 業種別の労働災害発生状況】

尼崎労働基準監督署

業 種		令和8年(1月～7月)				前 年 同 期				前 年 比 較			
		死傷者数 (人)		構成比 (%)		死傷者数 (人)		構成比 (%)		増減数 (人)		増減率 (%)	
全 産 業		242	(1)	100.0%	(100.0%)	192	(1)	100.0%	(100.0%)	50	()	26.0%	()
第 一 ・ 二 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 含 む)		120	(1)	49.6%	(100.0%)	94	(1)	49.0%	(100.0%)	26	()	27.7%	()
製 造 業		59	(1)	24.4%	(100.0%)	42		21.9%	()	17	(1)	40.5%	(-)
鉱 業					()				()		()	-	(-)
建 設 業		19		7.9%	()	13		6.8%	()	6	()	46.2%	(-)
運 輸 交 通 業		33		13.6%	()	33	(1)	17.2%	(100.0%)		(-1)		(-100.0%)
貨 物 取 扱 業		9		3.7%	()	3		1.6%	()	6	()	200.0%	(-)
農 林 業					()	1		0.5%	()	-1	()	-100.0%	(-)
畜 産 ・ 水 産 業					()	2		1.0%	()	-2	()	-100.0%	(-)
第 三 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 除 く)		122		50.4%	()	98		51.0%	()	24	()	24.5%	(-)
商 業	卸 売 業	3		1.2%	()	2		1.0%	()	1	()	50.0%	(-)
	小 売 業	14		5.8%	()	19		9.9%	()	-5	()	-26.3%	(-)
	上 記 以 外 の 商 業	12		5.0%	()	10		5.2%	()	2	()	20.0%	(-)
	計	29		12.0%	()	31		16.1%	()	-2	()	-6.5%	(-)
通 信 業		4		1.7%	()	5		2.6%	()	-1	()	-20.0%	(-)
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	12		5.0%	()	7		3.6%	()	5	()	71.4%	(-)
	社 会 福 祉 施 設	27		11.2%	()	21		10.9%	()	6	()	28.6%	(-)
	上 記 以 外 の 保 健 衛 生 業	1		0.4%	()				()	1	()	-	(-)
	計	40		16.5%	()	28		14.6%	()	12	()	42.9%	(-)
接 客 娛 楽 業	飲 食 店	7		2.9%	()	5		2.6%	()	2	()	40.0%	(-)
	ゴ ル フ 場				()				()		()	-	(-)
	上 記 以 外 の 接 客 娛 楽 業	4		1.7%	()	2		1.0%	()	2	()	100.0%	(-)
	計	11		4.5%	()	7		3.6%	()	4	()	57.1%	(-)
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業	8		3.3%	()	3		1.6%	()	5	()	166.7%	(-)
	廃 棄 物 処 理 業	4		1.7%	()	8		4.2%	()	-4	()	-50.0%	(-)
	上 記 以 外 の 清 掃 ・ と 畜 業	5		2.1%	()	1		0.5%	()	4	()	400.0%	(-)
	計	17		7.0%	()	12		6.3%	()	5	()	41.7%	(-)
そ の 他 の 事 業	警 備 業	5		2.1%	()	2		1.0%	()	3	()	150.0%	(-)
	上 記 以 外 の そ の 他 の 事 業	12		5.0%	()	8		4.2%	()	4	()	50.0%	(-)
	計	17		7.0%	()	10		5.2%	()	7	()	70.0%	(-)
金 融 広 告 業		1		0.4%	()	2		1.0%	()	-1	()	-50.0%	(-)
映 画 演 劇 業					()				()		()	-	(-)
教 育 研 究 業		3		1.2%	()	2		1.0%	()	1	()	50.0%	(-)
官 公 署					()	1		0.5%	()	-1	()	-100.0%	(-)
(陸 上 貨 物 運 送 業)		36		14.9%		32	(1)	16.7%	100.0%	4	(-1)	75.0%	(-)

注 第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一〇業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。